

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等①

- 国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、政府の方針に沿って平成22年度から国立高度専門医療センター特別会計を廃止した上で独立行政法人化され、平成27年度からは、より一層の研究開発の推進を図るため、国立研究開発法人となり、現在に至っている。

H
17
年度

H17.12.24 行政改革の重要方針（閣議決定）

（特別会計改革）

国立高度専門医療センター特別会計については、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化し、同特別会計を廃止するものとする。

（総人件費改革の実行計画）

[重点事項]

- ・ 非公務員型独立行政法人化等（森林管理、国立高度専門医療センター等）

H
18
年度

H18.6.2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立

第33条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成22年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

（略）

第50条 国有林野事業の実施主体及び国立高度専門医療センターについては、第28条及び第33条第2項に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等②

H18.6.30 「国の行政機関の定員の純減について」（閣議決定）

〔業務見直し等の内容〕（国立高度専門医療センター関係）

- ① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係5,629人について、5,600人程度を純減する。
- ② 以上のほか、次の見直しを行う。
 - ー 法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。
 - ー 法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。

H19.5月～6月 国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議

独立行政法人化に向け、6つのNCに共通する役割等の基本骨格について検討するため開催した。法人形態については、政策課題を効果的・効率的に達成できるようにするため、NCごとに法人化する必要があるとされた。

（委員）○は座長 ※五十音順、敬称略

青木 初夫(日本製薬工業協会会長)、金澤 一郎(日本学術会議会長)、唐澤 祥人(日本医師会会長)、

○高久 史麿(日本医学会会長)、辻本 好子(ささえあい医療人権センターCOML理事長)、

本田 麻由美(読売新聞社会保障部記者)、矢崎 義雄(独立行政法人国立病院機構理事長)、和地 孝(日本医療機器産業連合会会長)

H22.4 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」施行

- 6つのNCがそれぞれ独立行政法人に移行することとなった。
- 附則第24条 政府は、この法律の施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

H
19
年度

H
22
年度

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等③

H
23
年度

H24.1.20 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（閣議決定）

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20 年法律第93 号）の附則第24 条の規定に基づき、この法律の施行後3 年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

H
24
年度

H24.7月～12月 「国立高度専門医療研究センターの在り方に関する検討会」

N Cについて、法律附則や閣議決定を踏まえてN Cの在り方を検討するため開催した。N Cの役割、機能・業務、組織等についての論点・意見の整理が行われた。

（構成員）○は座長 ※五十音順、敬称略

おおたわ 史絵（内科医・作家）、荻野 和郎（日本医療機器産業連合会会長）、近藤 達也（医薬品医療機器総合機構理事長）、佐々木 一十郎（宮城県名取市長）、○猿田 享男 氏（慶應義塾大学名誉教授）、祖父江 元（名古屋大学大学院医学系研究科教授）、手代木 功（日本製薬工業協会会長）、永井 良三（自治医科大学学長）、新浪 剛史（株式会社ローソン代表取締役社長兼C E O）、仁科 亜季子（女優）、花井 十伍（全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人）、福井 次矢（聖路加国際病院院長）、松本 洋一郎（東京大学大学院工学系研究科教授）

H
25
年度

H25.12.24 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（閣議決定）

- 独立行政法人制度の見直しにより、
 - ①中期目標管理型の法人
 - ②研究開発型の法人
 - ③単年度管理型の法人 に分類し、法人の分類に即したガバナンスを構築していくこととされた。
- N Cについては
 - ・ 研究開発型の法人とする。
 - ・ 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する
 - ・ 分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等④

H
26
年
度

H26.5.30 「健康・医療戦略推進法」「独立行政法人日本医療研究開発機構法」成立

- 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項や計画等について定める「健康・医療戦略推進法」が成立した。
- 大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とした日本医療研究開発機構の設置法「独立行政法人日本医療研究開発機構法」が成立した。

H26.7.22 「健康・医療戦略」「医療分野研究開発推進計画」閣議決定

- 医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出・活性化に関し、政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策を定めた「健康・医療戦略」が閣議決定された。
- 医療分野の研究開発に関する施策について、基本的な方針や政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「医療分野研究開発推進計画」が閣議決定され、
①医薬品創出 ②医療機器開発 ③革新的な医療技術創出拠点 ④再生医療
⑤オーダーメイド・ゲノム医療 ⑥がん ⑦精神・神経疾患 ⑧新興・再興感染症 ⑨難病
の9分野について、AMEDが各省連携プロジェクトとして一元的に管理し、重点的に研究支援をしていくこととされた。
- それぞれ2014年度から2018年度までを対象期間とし、施策ごとに2020年頃までのK P I（達成すべき成果目標）を設定した。

H29.2.17 一部変更

2016年度が現行の戦略の中間年度であることから、基本的な構成を維持しつつ、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえた中間的な見直しが行われた。

○健康・医療戦略における主な見直し

- ・臨床現場で見出した課題を基礎研究に戻す「循環型研究開発」や産官学連携を強化するなど、内容を見直すとともに、K P Iの期限(2020年3月まで)に合わせて、戦略の対象期間を1年間延長した。(2018年度⇒2019年度)

○医療分野研究開発推進計画における主な見直し

- ・9つの「各省連携プロジェクト」を、5つの「横断型」と4つの「疾患領域対応型」に再整理した。
- ・AMEDが今後さらに注力すべき役割を明確化した。
- ・K P Iの期限や計画の対象期間について、「健康・医療戦略」と同様の改正を行った。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等⑤

H27.1.9 「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告」（抄） （総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）

第1 組織の在り方の検討

厚生労働省は、国立高度専門医療研究センターが平成27年4月に研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人に分類されることを踏まえ、分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応できるよう、重複する研究分野の再編成及び連携や役割分担の整理、病院運営の効率化等も念頭に置きつつ、国立高度専門医療研究センターとして存続させるべきか否か、各法人を統合させるべきか否か等、国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方に関して、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得るものとする。

そのため、第1期中長期目標期間の業務実績評価を実施した後、速やかに必要な準備行為に着手するものとする。検討に際しては、以下の観点及び今回の勧告の方向性における指摘事項に十分留意するものとし、検討結果については公表するとともに、総務省に設置予定の独立行政法人評価制度委員会に説明するものとする。

- ① 国立長寿医療研究センターについては急速な高齢化の進展に伴う医療の方策的課題に留意しつつ、
 - i) 各疾患において高齢者の割合が増加しており、他の国立高度専門医療研究センターと重複する疾患が多いこと、
 - ii) 医師主導治験の実績がないこと、
 - iii) 専門修練医の育成を行っていないこと、
 - iv) 患者構成はほぼ近隣地域に限られていること等に鑑み、国立高度専門医療研究センターとしての機能の発揮状況
- ② 国立国際医療研究センターに国立研究開発法人として担当させるべき疾患の再整理
- ③ 国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理
 - ア 国立がん研究センターと国立成育医療研究センターの間における小児がん
 - イ 国立循環器病研究センターと国立長寿医療研究センターの間における高齢者の心臓病
 - ウ 国立精神・神経医療研究センターと国立長寿医療研究センターの間における認知症
 - エ 国立精神・神経医療研究センターと国立国際医療研究センターの間における精神・神経疾患
- ④ 厚生労働省所管機関の役割の再整理
 - ア 国の医療政策における国立高度専門医療研究センターと独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)
 - イ 感染症・エイズ・肝炎における国立国際医療研究センターと国立感染症研究所

H27.4 「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」設立

- 各省の医療分野の研究開発関連事業を集約し、基礎段階から実用化まで切れ目のない支援を実現するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が設立された。